

知財でつかむ次の成長（5）

平成時代は知的財産（知財）に対する意識高揚と権利活用の多様化が進んだ時代であった。特許庁の「特許行政年次報告書」2019年版では平成を振り返る記載が多く、様々なビジネスにおける知財の位置づけが明確に意識付けされた期間であったと理解できる。また公正取引委員会が19年6月に公開したノウハウ・知的財産権に関する報告書では、企業の規模を問わず知財に対する着実な管理の必要性を示唆している。

令和時代に入り、中小企業に求められる製品・サービスはより多様化し、特許活用の重要性も一層高まっている。実際に特許権を活用する中小企業も増えており、2013～17年の5年間で大企業の出願件数が減少傾向にあるなか、中小企業の出願は増加傾向にある。

具体例にも事欠かない。精密機器のアイカムス・ラボ（盛岡市）はカメラの自動焦点を制御する特許で銀行の融資を獲得し、その後の成長につなげた。節水製品のDG TAKANO（東京・台東）は他社の特許を徹底的に調べ、使

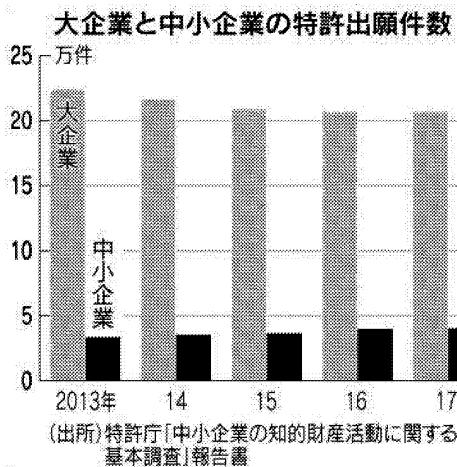
中小企業も特許を武器に

用水量を最大で95%削減できる洗浄ノズルを開発。特許も取得し、外食業界などで広く使われるようになった。産業用機器製造のビック・ツール（鳥取県日吉津村）は刃先の形状を工夫した高性能ドリル刃で特許を取り、機械加工や整形外科などで採用が進んだ。

新発明（技術）を収益につなげようとする過程で、自社技術を守るだけでなく、信用力を高めて新規顧客の開拓や銀行融資につなげるなど、自社の強みで得られる成果を大きくするための手段として特許権を活用しているのである。つまり社内の判断の仕組みに「特許」を明確に位置づける中小企業は着実に増えているといえる。

では、どのような取り組みから着手するのか。まず、自社が取り組むべきことを再認識することから始めるべきである。自社の強みと技術の関係を見直すこと、収益の源泉となっている技術や技能を明確にすること、特許出願するのかノウハウ化して管理するのかを分別することなど、すぐに取りかかれることは多々ある。

加えて、自社内部の経営資源と外部から調達できる資源をバランスよく確保して目的を明確にしつつ、計画的に特許権を活用していくことも重要である。従業員のみでは視野の狭い分析にとどまるリスクを認識し、視野の広い社外の知財専門家による分析を活用した実践を考えたい。



萩原 達雄
1999年シンクタンク部門に入社。知的財産コンサルティング室の中核メンバーで、中小企業における知財経営に関する支援、産業政策の立案などに従事。